

○碓井委員長 皆様、おはようございます。

暮れのお忙しい中をお集まりくださいます、ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、第26回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日は、「大都市制度についての中間報告（素案）」につきまして、皆様からいただきました御意見を踏まえ、事務局に指示いたしまして、「大都市制度についての専門小委員会中間報告（案）」を作成させましたので、本案につきまして、専門小委員会としてのとりまとめを行いたいと考えております。

それではまず、「大都市制度についての専門小委員会中間報告（案）」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

山崎行政課長、お願いいたします。

○山崎行政課長 それでは、お手元に溶け込みバージョンの黒い文字になっておりますものと、もう一つは素案から変わった部分を青い文字で表現しておりますものがございます。この青い、いわゆる見え消しバージョンで変えました意図だとか、そこの部分について御説明を申し上げたいと思います。

まず、タイトルですが、「大都市制度についての専門小委員会中間報告（案）」といたしております。

この場でも、「まえがき」をつけたらどうかというお話もございました。かつての専門小委員会の報告等には、やはり検討の経緯などをつけてございましたので、今回つけ加えております。

少し読ませていただきます。

当専門小委員会は、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項の一つである社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方について、関係団体からの意見聴取を含め、第6回から第26回まで計21回の会議を開き、審議を行った。

人口減少社会に入り、社会経済や地域社会の状況は大きく変容している。人々の暮らしを支える対人サービスの重要性は益々高まっており、その主要な供給主体である基礎自治体のあり方そのものが問われている。また、都市構造や土地利用のあり方についても、基礎自治体が果たすべき役割が問われている。当専門小委員会は、基礎自治体のうち、まず大都市等をめぐる課題について、地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証し、具体的な方策について調査審議を進め、ここに中間的な報告を行うものである。

言うまでもなく、大都市はひとり大都市のみで存立できるものではない。他の基礎自治体と相互依存することで成り立っている。また、大都市等のあり方の見直しは、基礎自治体そのものや広域自治体のあり方にも大きく影響するものである。

当専門小委員会としては、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、残された諮問事項である基礎自治体のあり方と併せて最終的な答申に向けて調査審議を続けていく所存である。

ここでは、六団体の皆様からもいろいろお話が出ましたが、大都市についてまず議論を進

めておると。全体として今回の地方制度調査会は来年8月までが期間でございますけれども、今後、基礎自治体のあり方も審議をしますので、全体として基礎自治体の議論をする。その中でまず、大都市についての議論を進めたというトーンにさせていただきます。

ただ、第6回から26回まで21回の会議は大都市でやっておりますので、その部分は「大都市等をめぐる現状と課題」以下にしっかり書き込もうという意図にさせていただきます。

位置づけでございますが、中間報告でございます。また、今回、総会が開けない事情もございますので、中間報告でございまして、そこについてまたいろいろな御意見をいただきながら夏までの答申に備えていくということを表示しておるわけでございます。

あとは、次のところでございますが、「I」を「第1」に変えたとかという事務的な部分あるいは体言止めの部分を「である」というようにしたところがございます。

変えました主なところでございます。

2ページ、先生方のほうから大都市圏、特に三大都市圏の抱える課題の中で住民自治に関する視点が弱いのではないかという御指摘がございました。

そこで、

大都市圏においては、人を支えるコミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化している。人々の暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。

というフレーズを入れさせていただきました。

3ページ、六団体の御意見等を踏まえまして、(地方の中核都市圏の抱える課題)のところで1つ、つけ加えさせていただきました。

「このためには」というところで、「このためには、地方の中核都市を核に、都市機能・生活機能を確保するとともに、都市構造の集約化を図っていくことが必要である」としておったのですが、都市構造の集約化だけではなくて、周辺の市町村との機能分担という部分が必要になりますので、「都市機能のネットワーク化を図っていくことが必要になる」という文章を入れさせていただきました。集約化だけではなくて、ネットワーク化も必要であるということを入れさせていただいています。

これまで地方制度としての大都市制度がたどってきた筋道、どういうことになっておるかがわかるようにというお話がございました。現在、その結果、指定都市、中核市、特例市が多様な姿になっていて、一律に決められる部分とそうでない部分があるということについても御意見がございました。

そこで、(地方自治制度の改革による対応)のところをかなり書き直しまして、

大都市等に関する地方自治制度としては、昭和31年に特別市制度に代えて指定都市制度が創設された後、指定都市に準ずる規模の都市に規模・能力に応じた事務移譲を進めるため、平成6年、11年にそれぞれ中核市制度、特例市制度が創設された。その後、中核市については人口要件以外の要件が撤廃され、指定都市については合併団体に対する

運用上の人口要件が一時緩和された。現在、指定都市、中核市、特例市に指定されている市の数は、それぞれ20、41、40に増加している。

その結果、指定都市、中核市、特例市に指定されている都市も多様になり、各制度において一律に決められる事項と各都市のそれぞれの状況に対応しなければならない事項とが生じている。

また、都区制度は、昭和18年以降東京のみに適用されており、累次の改革において特別区への事務移譲等が進められてきた。

先に述べた三大都市圏や地方の中核都市圏の抱える課題に対しては、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施することが必要である。これと並んで、大都市等に関する地方自治制度のあり方を議論することが必要な時期が到来している。

とまとめさせていただきました。

4 ページ、この辺は大都市だけではなくて、中核市・特例市も含めますので、「大都市等」と変えたり、今回精査してみますと、「効果的・効率的」と使っているところと、「効率的・効果的」というところがありましたので、統一させてもらったところがございます。

1つ重要なことをつけ加えましたのは、今回の大都市の議論というのは、ひとり大都市のみではなくて、その結果、広域自治体の議論にもつながるのだという話がこの場でございました。確かにということで、そこを入れさせていただきました、

また、このことは、明治以来の区域を継承している都道府県についての議論、ひいては広域自治体のあり方の議論にもつながっていくものとなる。

とさせていただきます。

あと、4 ページの「指定都市」を「指定都市と都道府県」と少し文言整理をさせていただいた部分がございます。

5 ページも文言の整理でございます。

6 ページ、これまで指定都市に関しまして、5 ページの終わりからでございますが、「事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担」について御議論がございました。今まで「税源の配分」という言葉を使っておりましたが、そのときに私のほうで税源の移譲、税交付金両方が含まれるというお話をしてまいりました。そこを明確にすることと、税源の移譲も視野に入っている。両方もあり得るものですから、両面を含めまして、「税源の配分」に少し注書きを入れまして、「(税源移譲や税交付金など)」とさせていただきます。

6 ページ、「指定都市の区の強化」でございます。

今までどちらかという住民自治の強化を前に出しておったのでございますが、住民自治の強化とあわせまして、いわゆる都市内分権ということもあるだろうと。その部分の視点を書き加えたらという御意見がございました。

そこで、6 ページの②を「都市内分権を進め、住民自治を強化するための見直し」としております。

ここでは、ちょっと読みますと、

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、都市内分権を進め、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供することとするため、区の役割を拡充することを検討すべきである。

区の役割の拡充を住民自治の強化と都市内分権と両方にかけていただきたいと思います。

7ページ、区の役割を強化する一環の中で、例えば区が市の事務の一部を専ら所管すると条例で定めるとか、区長に人事や予算等の権限を与える。あるいは財産の管理権といったことを書いてございますが、そういうことを前提に、では、都市内分権を進めて、区を強化するための方策として区長のあり方等について触れようということでございますが、区長のあり方だけではなくて、ほかの方策もここに並べたらという話もございました。

ここはもちろん決めつけではありませんで、特別職として議会の同意を経て区長を選ぶ部分、引き続き検討にしておりますが、公選とする部分と並べまして、さらに都市内分権のツールを書かせていただきました。

さらに、都市内分権を進めて区単位の行政運営を強化する方法として、区地域協議会や地域自治区等の仕組みをこれまで以上に活用することも検討すべきである。

これは、区長の横に地域協議会、住民のある程度の代表機関があるというシステムがありますし、地域自治区を区の下に設けることもございます。こういったことについてこれまで以上に活用することも検討すべきであるということを入れました。

同じように、7ページの下のところも「都市内分権の推進」というフレーズを入れさせていただきます。

8ページ、ここで御意見がございましたのは、特例市と中核市の両制度の統合がなぜ必要かというロジックについて、これまでは、一般市に事務移譲が進んだので、特例市の事務が著しく減少しているからという言い方にしておったわけでございますが、そこはむしろ一般市について事務移譲が進展することは非常にいいことで、それを踏まえて特別市についてはさらなる事務移譲が要るのだと。だから、制度の見直しをするというフレーズにかえさせていただきます。

その後、平成23年8月に公布された義務付け・枠付けの見直し等に関する第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）等により、まちづくりや環境規制の分野において一般市への事務の移譲が進展した。これを踏まえて、特例市に対して更なる事務の移譲を進めることが必要である。

とまとめさせていただきます。

「両制度の統合」でございますが、六団体ヒアリングの中で、人口20万に現在達していない状態になっている特例市の問題があるという御指摘。保健所ということになりますと、保健所は必ずしも必要ないとおっしゃるところもある。そんなときに、では、そうしなかったところについてどうなるかという議論があり得ます。

そこにつけ加えましたのが、ここを読みますと、

人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすることを検討すべきである。その際には、現在の特例市については、少なくとも引き続きこれまで処理してきた事務を処理し続けることとすることを前提として検討すべきである。

若干わかりにくい表現になってございますが、現在、特例市でいらっしゃるところについて、今、やっている事務を失うのではないということを経験として制度の検討をするようにということを入れさせていただいてございます。

実は、六団体のヒアリングの中で条例による事務処理特例制度についていろいろ御意見がありました。そこで、少し丁寧に書かせていただきまして、8ページの下のところでございますが、

条例による事務処理特例制度は、本来都道府県から市町村に事務の移譲を行う際に、両者間で適切に協議を行い、事務処理に必要な財源を適切に措置することにより、各市町村の規模・能力や地域の実情に応じた事務の移譲を行うことを企図した制度である。

しかしながら、移譲事務の内容については都道府県の意向が強く反映されているのではないかと、また、事務移譲に伴う財源措置が不十分なのではないかとの懸念も存在する。

このような懸念を払拭するため、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするための方策について、引き続き検討する。

これは運用面と制度面と両方あるかもしれませんが、そういう問題意識がかなり強く提示されましたので、引き続き検討していくということを明確にさせていただきました。

9ページの④、少し表現を改めましたのが、「地方の拠点である中核市・特例市の役割」としておりました。ここは逆に言えば、そういう中枢的な都市は中核市・特例市に限りませんで、例えば地域の中心になっている指定都市もあるかと思えます。そこで、少し表現を変えまして、「中核市・特例市をはじめとする地方の中枢都市の役割の強化」といたしました。

そこで、

中核市・特例市のうち、地方の拠点である都市については、周辺市町村と適切な役割分担を行い、圏域全体の連携を進めるため、定住自立圏の考え方が有効である。このような都市をはじめとする地方の中枢的な都市の担うべき役割とそれに伴う財政措置について検討すべきである。

とさせていただきますが、必ずしも、中核市・特例市だけではなくて、その少し上のクラスの指定都市もこういう機能がある部分があると思えますので、書かせていただきました。

表現をもう少し詰めましたのが、これから検討していく部分でございますが、

また、定住自立圏の中心市と周辺市町村との間における都市機能の分担をはじめ、自治体間での柔軟な連携を可能とする仕組みについて、制度化する方法を基礎自治体につ

いての議論と併せて検討する。

前の表現ですと、定住自立圏のみに適用される制度を検討するというようにも読めましたので、これは汎用性のある、いわゆる水平補完あるいは垂直補完、いろいろな協力関係ができる制度を構築するという考え方を出示してございます。

9 ページ、東京都の都区制度の問題でございます。

ここで文章をいじらせていただきましたのは、これまでは特別区の部分につきまして、累次事務が移譲されていって基礎的な地方公共団体になったと読めるフレーズでございました。ただ、それだけではありませんで、さまざまな制度改正が行われた結果、現在の基礎的な地方公共団体である特別区ができているということを明確にするために少しフレーズを補っております。

特別区は、昭和39年の福祉事務所等の事務移譲や課税権の法定化、昭和49年の保健所等の事務移譲、区長公選制の復活や都からの配属職員制度の廃止、平成10年の一般廃棄物の収集等の事務移譲や都区財政調整制度の見直しなど、累次の都区制度改革により、平成10年の地方自治法改正後は、「基礎的な地方公共団体」として、都が一体的に処理することが必要な事務を除き、一般的に市町村が処理する事務を処理している。と整理させていただきました。

あとは文言上の整理でございますが、その次の問題は、「新たな大都市制度」でございまして、大阪の部分でございます。大体は体言止めを変えたり、接続詞を補ったりということでございます。

少し変えましたのが、14ページ、御意見がございましたのが、昭和49年まで存在しておりました、いわゆる都の配属職員制度です。東京都の職員の身分のまま特別区の職員になる。こういうものがもしあったとすると、これは特別区が内部団体であったときの所産であるので、もしそういうことを大阪のほうで適用するとすると注意が要するというお話がございました。

そこで、「財産処分及び職員の移管」を1つ上に上げて④にいたしまして、職員のことを書いておりますので、そこでの注意書きといたしましてつけ加えました。

なお、東京都と特別区の間では、都職員がその身分を有したまま特別区に配属される制度が昭和49年まで存在したが、これは当時の特別区が都の内部団体的性格を持っていたことの表れであることに留意すべきである。

そこで、その後に持ってきてまして、「道府県に置かれる特別区の性格」。

道府県に置かれる特別区は、道府県と特別区の事務分担や税源配分、財政調整等のあり方によっては、平成10年の地方自治法改正で「基礎的な地方公共団体」と位置付けられた都の特別区とは性格が異なるものとなる可能性もあることに留意すべきである。ということで、税源配分、事務配分、財政調整だけではなくて、こういう問題もあるということがわかるようにまとめさせていただきました。

その後、「特別市」でございます。

特別市についての意義を認めた部分は余りいじっておりませんで、課題のところでも少し質的に違う部分があるかと思ひまして、接続詞を補っております。

1番目の課題は、二層制についてどうするかという課題なので、これは大きな課題として論証する必要があると思ひます。

その次の事務の問題も、全ての事務を特別市がやるということになりますから、警察事務の話も本質的な課題だと思ひます。

もう一つ、税を全てとってしまうとどういう影響があるかも本質だということで、ここは「また」「さらに」で続けました。

あと、「なお」でつけ加えにいたしましたのは、広域自治体の数の問題としてどうかとか、どの程度のものを対象にするかという話は議論があり得るところでございます。そこで、地方制度調査会専門小委員会としての見解を出しておりますので、ここについては「なお」書きにいたしまして、

なお、現在の全ての指定都市を特別市（仮称）制度の対象とする場合、現在47の広域自治体が最大67に増加する可能性がある。大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある。と文言を変えさせていただいております。

あとは、「大都市圏域の調整」の部分も体言止めの部分を変えたり、「その際」「仮に」とか、そういうものをつけ加えさせていただきました。

いじった部分につきまして、主だったところを御説明いたしました。

以上でございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明いたしました「大都市制度についての専門小委員会中間報告（案）」につきまして、御意見等がございましたらどうぞお願いいたします。

どうぞ、太田委員。

○太田委員 まず一つ、お伺いしたいのですが、基礎自治体あるいは広域自治体という表現が入っておりますが、これは地方制度調査会として初めて使う言葉でしょうか。それとももう既に使ったことのある言葉でしょうか。

学界では、基礎的な地方公共団体となっている法律の文言を嫌って、特殊なコノテーションを与えて、基礎的な自治体ないしは基礎自治体という表現を使われる方も少なからずいらっしゃると思ひますので、この用語はどのような趣旨で使われたのかをもしよろしければ御説明いただければと思ひます。

○碓井委員長 御趣旨はよくわかる質問でございます。

山崎課長、お願いします。

○山崎行政課長 たしか28次からでございましたでしょうか、27次でしょうか、市町村の姿の議論をするあたりから基礎自治体という言葉は地方制度調査会の中で御意見もありまして、私どものほうはそれ以降、一貫して基礎自治体、広域自治体という言葉を使ってお

りまして、ある意味では、あるべき基礎自治体の姿みたいなところを書くときに基礎自治体という議論をしておりますが、実は、それ以降定着いたしましたして、政府部内でも、基礎的な地方公共団体とか、基礎的な地方自治体という言い方は余りせずに、かなりの役所が基礎自治体と書いてくださっているという、ちょっとデファクトな感じに今、なっている感じでございます。

○碓井委員長 今の点でございますが、地方自治法を研究しておられる行政法学者の中にもそういう関係方面の動きを歓迎するというか、評価するという発言をなさっている方もいるやに聞いておりますが、太田委員、よろしゅうございますか。

○太田委員 そういうことであれば。

○碓井委員長 それとも、法律の文言に固執すべきであるとか、地方制度である以上は。

○太田委員 そこまでの根拠はありません。

○碓井委員長 大丈夫ですか。

でも、大変重要な点を確認させていただきました。

ほかにいかがでございましょう。

小林委員、お願いします。

○小林委員 6 ページの例の「新しい裁定等の仕組み」ですけれども、前回、知事会のほうからは、一般的にこういう制度を導入するというのではなくて、任意的に、選択的に導入すべきという趣旨のことが書かれておったと思うのですが、この点に関しては確かに「今後、検討すべきである」だから、その辺も含めて、今後、検討していくということで、今の段階では、まだそこまで踏み込んでいないという理解でよろしいのですか。

○碓井委員長 山崎課長、お願いします。

○山崎行政課長 そのとおりだと思います。

ただ、1 点懸念は、道府県と指定都市でもめごとがある場合に両方ともがオーケーしないと裁定に持ち込めないという任意性だと機能するかどうかという懸念はありますが、これからの検討だと思います。

○小林委員 わかりました。

あともう一つ、確かにこの裁定というのはすごくいい制度だと思っています。役所間の権限とか事務処理の調整について、従来の役所間の合議（あいぎ）とか調整とかそんなものばかりではなくて、すばっと第三者機関が決定してしまったほうが効率的なのかなという気はしているのですが、これは「自治紛争処理委員による調停」だけが前提として書かれていますね。しかし、勧告もあるので、国の関与に違法、又は不当なことがあった場合に適切な措置を講ずべき勧告があった場合には、国のほうは尊重すべき義務がありますね。その辺との関係はどうなるのでしょうか。調停のことしか書いていないものですから。

○碓井委員長 行政課長、お願いします。

○山崎行政課長 これから法制的に検討となりますが、私どもとしてここで議論がありましたものを踏まえましてのは、当初、基本的な考え方みたいなきには、自治紛争処理委

員の調停を前提にせずとっておいたのですが、ここの議論の中で特別な制度でもいいのではないかというお話もございました。

今、先生が御指摘のように、裁定という言葉でいいのか、あるいはそれぞれの機関が権限を持っているという前提の中で、勧告プラス尊重義務なのか、それはこれからいろいろ法制的な詰めの中であるのではないかと思います、そこで、ここでは「何らかの」とか、「裁定等」とか、少し丸い言葉を使わせていただいていると。ただ、「裁定」という言葉を出したのは、極めてわかりやすいものですから、そういう類だと考えて使わせていただいております。

○碓井委員長 では、中尾委員から先にお願ひしましょう。

○中尾委員 おくれてまいりまして、済みませんでした。

前々回欠席をしておりますので、議論になったのかなと思ひますが、9 ページで中核市・特例市の市議会議員の選挙区の問題が引き続き検討を要するという表現、私はこれにどうこうというわけではありませんが、行政法の先生にお伺ひしたいのは、全体代表としての議会の活動を、基礎自治体の議員の皆さんにはそういう側面を強く求めてきた経緯もあると思ひますので、個別代表になりがちなこの選挙制度というかかわりについてどう整理していったらいいのかなと、この点をちょっと御教示願ひたいと思ひます。

○碓井委員長 これはやはり、行政法とおっしゃいましたが、むしろ憲法の林知更委員に伺ったほうが。願ひします。

○林（知）委員 建前としましては、どういう選挙制度で選んだとしても議員は選出、その団体といいますか、国であれば国全体の代表者であるし、自治体であればその自治体の代表者である。特定の選挙区なり、何なりに拘束されずに行動するのだという、これが原則論というか、建前になりますので、選挙制度をいじってもその建前は動かないということだと思ひます。ですので、あとは専ら技術的なのというか、どういう選挙制度を導入すれば合目的によりよい議員の選出がなされ得るのかということだと思ひます。ですから、その建前論には少なくとも触れないということだと思ひます。

○碓井委員長 斎藤委員から先にお願ひしたいと思ひます。どうぞ。

○斎藤委員 先ほどの裁定制度の話で、1 つは、前回の六団体のヒアリングでは、政令指定都市だけではなくて、一般市、中核市からも先ほど出ていた事務処理特例等をめぐって、この裁定制度が有用ではないかという御指摘がありました。この答申案ですと、政令指定都市について検討するということになっていて、また特別区と都の間は、これもヒアリングで、双方にそういうものはいわばおせっかいととらえられているということで、引き続きと検討ということですが、その間の一般市、中核市のところでこの裁定や、協議等の仕組みもあり得ると思ひます、それも検討することあり得べしということで書かれているのかどうかということ。私は、そこは政令市に限らなくてもいいのではないかと考えます。

あともう一点だけ、別に解釈宣言をするわけではありませんが、先ほどやりとりのあつ

た基礎自治体という言葉は、遂次、地方制度調査会では使われてきていて、政府文書としても既に用いられているので、その意味では、私も了解します。先ほど確井先生がそちらを積極評価する動向もあるようだということをおっしゃいましたけれども、それだけですとちょっと、挙げて皆さんそういう方向を指向していると受けとられかねませんので、政府の文書として、そういう文言を使っているということで、私は理解いたします。

○確井委員長 後のほうの点は、行政法学者の中に評価する人がいるという趣旨でございます。事実を申し上げているだけでございます。

前のほうのことについて課長さん、お願いします。

○山崎行政課長 六団体のヒアリングの中に確かにいろいろ議論が出てまいりまして、今回の文章としては、まだそこまで詰まっておりますので、9ページ、先ほど御説明いたしました、条例による事務処理特例についての懸念を書いたところで、「このような懸念を払拭するため、市町村の事情を十分踏まえて移譲が行われるようにするための方策について、引き続き検討する」としております。ここでいろいろなことを考えていくということの中にそれもあり得べしと思いますが、ただ、裁定を条例による事務処理特例で持ち込むかどうかはかなり大きな問題だと思いますので、こういう中でどういうことが果たしていいのかと御検討いただければと意図して書いた文章でございます。

○確井委員長 今、議論が出ておりますので、協議とか裁定等にかかわることでもしほかに御発言されたい方がいらっしゃいましたらどうぞ。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 もともと2つの制度を明確に分けないといけないのですね。二重行政解消のための、新たな裁定等の手続は、前提として、任意事務ですね。事務処理特例は、むしろ法定事務が県のほうにあって、条例でどれだけ特例で市に持ってくるかということなので、そこは違うと思うのです。ただ、二重行政解消でも事務の移譲をめぐる県と市の意見のくい違いでもそれを解決するための仕組みを作らなければいけないという意味とすると余りこれは変わらない気がするのです。しかも、現場の声として事務処理の移譲をめぐる県と市の意見のくい違いについて第三者が決めてほしいという話も出てきているわけですから、こっちは今後検討するというのでは、ちょっとアンバランスかなという印象を持っています。

○確井委員長 行政課長、お願いします。

○山崎行政課長 事務処理特例制度は、創設したときにかかわっておりましたけれども、議論のある制度で、基礎自治体に事務移譲、権限移譲するという方向性を持っているので、協議をして、県議会で条例をつくれれば市町村の同意まではなくとも事務が移るとある程度割り切りを持ってつくった制度です。それについていろいろな議論が出ていることを踏まえてどうしたらいいのか。今の制度の構造上は、都道府県条例によって割り切ることになっているものについて裁定という仕組みがどう持ち込まれるかどうかとか、それはこの前出てきた議論ですので、もう少しよく検討させていただければと思っております。中

間報告でございますので、余り検討していないことは、これから検討するというのがいいのかなと思って書かせていただきました。

○碓井委員長 協議、裁定等の箇所でもたほかに御意見ありますか。

では、それ以外の箇所で、先ほどは江藤委員でしたか、手が挙がっていましたが、お願いします。

○江藤委員 ちょっと話が戻ってしまうのですが、先ほど中尾委員と林委員の議論で、選挙区制度のところですか。原則として、今、憲法論の議論が出ましたけれども、全市を代表するというのとは違うということ、今後の議会改革としてもそう動くことは大事だと思うのですが、今の選挙制度は御存じのように、大選挙区単記非移譲式で、選挙区が合併のときにはそういうことをやりましたけれども、それ以外はそうになっている。そうすると、ここでも議論されていますが、代表者が見えない、あるいは支持者が全域ではなくて、個別化されて、分断化されているという問題が認識されていると思うのです。

選挙制度を抜本的に変えることも今後議論すべきだと思っているのですが、一般的には、住民から近づけるといのは、直接選挙のほか、任期を短くする、あるいは選挙区を置くとかというのは一般的に言われています。そういう議論を進めるときに、近づけるという意味の1つとして選挙区というものも今後議論しましょうという程度で理解をしているのです。私の理解を一言述べさせていただきます。

○碓井委員長 これは行政課長に伺っても困るのかもしれませんが、よろしいでしょうか。何か御発言ありますか。

○山崎行政課長 地制調の議論の中で、当時、議論として、まず、選挙区を置いたらどうかと事務局の案は出させていただいて、しかし、いろいろな議論があるということで御議論していただいた結果、もう少しいろいろな意味合いを含めて検討しようというお話になったので、ここをテイクノートするという意味で書いていまして、非常に幅広い議論を含むのではないかと考えております。

○碓井委員長 この箇所は問題の所在を示しているという理解でいかがでしょうか。

○江藤委員 今後、こういう自治の問題、議会をどうやって選ぶかという選挙制度は大事なもので、そういうところも少し動かしていくという問題提起、メッセージだと受けとっています。

○碓井委員長 ほかにこの選挙区絡みの御意見等ありますか。よろしいですか。

では、ほかの事柄でも結構です。

では、辻委員、お願いします。

○辻委員 言葉の問題で2カ所指摘したいのですが、1つは、今回、まとめの段階で追加されたものの中に、都市内分権という言葉が何回か使われるようになりまして、特に6ページ以降、②の部分です。

指定都市の中で身近なまちづくり、小さなまちづくりを大事にしていかなければならない。それを住民自治強化という言い方で今回議論して、これを加えることはとてもいいこ

とだと思っていますし、具体論で幾つか協議会ですとか、地域自治区の活用を書き込んだところはいいと思うのですが、これを称して都市内分権と言えるかどうかということです。

指定都市の中でも都市内分権という言葉を使っている団体もありますが、しかし、都市内分権といっても何を意味しているかはっきりせず、紛らわしいとの指摘もあります。紛らわしいというのはどういうことかということ、指定都市の制度の中なのでは、どんなに分権が進んでも、市長は市長で執行権を持っていて、最終的に議会がしっかり監視しなければなりません。それが都市内分権という言葉を使うと、区の仕事をつやして、市長や議会から独立するかのように仕事をすることが、あたかも分権であるかのようにとられる可能性があるということです。

逆にこれを「分権」であると表現できるとしますと、例えば、国が地方ではなく、自分の出先機関に沢山仕事をさせても、立派に「分権」を図っていると表現することが可能になってきます。こうした事態を考えると、こここのところはあえて都市内分権という総称は使わなくても、言いたいことは十分通じるので、都市内分権という言葉は使わないほうがいいのではないかというのが1点です。

○碓井委員長 かなり重要な問題提起であります。都市内分権という用語についての御意見でございます。この点、皆さんから御意見を伺いたいと思いますが、まず、趣旨について行政課長、お願いします。

○山崎行政課長 これは御意見があったので書きましたが、恐らく議論があり得ると思いましたが、この場でもありましたが、ディセントラリゼーションなのか、ディコンセントレーションなのかという議論からすると、やはりディコンセントレーションだと思うのです。ある権限を市長が持っている、区長が持っている、それを分有しているということなので、実は、都市内分権の議論をするときに住民に身近なところに権力がおりてきたり、いろいろ議論する場がおりてくるというので、都市内分権と使っているケースもかなりあるわけです。

ここで御意見をいただいたのは、単に住民自治強化という話でいけば、住民自治強化だけの話なのかどうかと。住民に身近なところに決定権だとかの議論の場がおりてくることについても書くべきだとおっしゃったと理解をしたものですから、都市内分権という言葉を使わせていただきました。

そういった意味で、いわゆるディセントラリゼーションという意味ではないわけですので、今の都市内分権という学会の使い方とか、いろいろな使い方でも、こういう場合に都市内分権と言っている場合もかなりあるので、私としては、先生方の御意見の中でありましたので、そう使わせていただいたという部分がございます。

以上です。

○碓井委員長 そうすると、地方制度のときに集権と分権、集中と分散ですか、その区分からいくと、分散のほうに当たりそうなのに、慣用もあるので都市内分権と使ったと、こういう御説明かと思いますが、ほかの委員の皆様、御意見をどうぞ。

○江藤委員 私は、都市内分権が地制調の文章として初めて出たと高く評価をしているのです。確かに辻委員が言われるように権限が移るという意味だとすれば、これはそういうことではないという印象を受けていますけれども、逆に、辻委員の議論だと、法人格を持たせていくイメージで、ならば都市内分権だと思うのです。そこまではやらないということ的前提にして、基本的には事務の移譲という分散の形と同時に決定のところに影響を与えていくという住民参加の議論、あるいは行政区であればその代表の人たち、議会議員が常任委員会として入るといふ影響力を与えていくという方向性の議論として、むしろ都市内分権というのは使うべきだろう。むしろ政令市だけではなくて、中核市だとか、特例市の中でもそういう議論は妥当ではないかと思っているところです。

○碓井委員長 この点は重要なキーワードですから、世間でも注目を集めるかもしれませんので、ほかの委員の皆様、御意見をどうぞ。

太田委員、お願いします。

○太田委員 まだはっきりとした考えには至っていないのですが、報告書のここでの文脈上、住民自治を強化するとこの箇所ではなっています。ということは、いわば政治的自治の文脈、参加の文脈で使われているということは明らかなので、その前提で都市内分権という用語が使われていれば、真の意味、法的意味での分権になると、まず誤解されることはないだろうと思うのです。

その上で、江藤委員、辻委員が心配されているのかもしれませんが、今度、真剣に法的な団体自治を認めるという方向での分権を進めるときに用語がなくなるといいますか、キーワードが既に占領されているという危惧であるならば、ちょっとご意見を矮小化し過ぎかもしれませんが、その部分は特別市の部分で、いわば指定都市の区と同様のものでは不十分で、今度は住民代表機能を持つ区が必要であると明確に書いてあるわけです。そちらの路線を放棄したわけではないということは通じるであろうということと、概念的にいうよりも、歴史的ないし政治的にいわば分散を進めて、さらに分権へ移行するという連続線的な変化がないだろうか。そういうことであれば、むしろあえてこの段階から使って、しかしここは一種の通過点でしかないのであるということを書き明かすように書いてしまうということも考えられないだろうかという気がいたしました。

○碓井委員長 辻委員、どうぞ。

○辻委員 今までの点で2点ありまして、1点は、これは大体、共通理解が得られていると思うのですが、特別市を創設する場合には、都市内分権を進めるという表現が可能だと思います。

問題は、6ページです。たしか私たちはこれを議論している過程では住民自治の強化の話をしているので、今回、その前提で読むと今の太田先生の指摘も言えると思うのですが、しかし、例えば6ページの一番最後の②でいきなり「都市内分権を進め」と書いていて、しかも、最初の文章を読むと住民自治は何も言っていないで、「人口が非常に多い指定都市において、都市内分権を進め、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で

提供するため、区の役割を拡充する」としております。要するに、住民自治を具体的にどうするのかというよりも、区という小さい単位で行政サービスをやれば、それが都市内分権だとこの文章からは読める状況になっているので、この文章のままにしておくのは誤解が多過ぎると思います。

○碓井委員長 そうしますと、今までの議論の流れからすると、やはり住民自治の強化を基盤に書いた上で、もしそれにさらに加えて都市内分権の方向もあるよと書くなら、それはそれでいいという御趣旨でしょうか。

さらに、この点は大事ですから、たっぷり議論しましょう。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 辻委員に、その文脈であればお伺いしたいのですが、2ページに初めて、「住民自治を拡充していくことが重要である」と出てくるのです。そこに、これは特別市のことも射程に入れている総論の部分ですので、ここの部分に、例えば住民自治を拡充していく、都市内分権を進めることが必要であるとかと書くところまで、先生の疑問は解消されるのか。それとも、ここに書くのはやはり別の意味でぎらつき過ぎるのか。どうでしょうか。

○辻委員 これは、最初の議論に戻るのですが、問題は、都市内分権といったときに、いろいろなイメージが提起されてしまうということです。住民自治を強化すると考える方もおりますし、大阪市を9つの区に分けることが分権だと称する方もおられます。地域自治区などを活用するのも分権だと考える方もおられますので、何を意味しているか、誤解を招いてしまう可能性があり、誤解が多いキャッチフレーズをあえて使うことはないということだと思います。

○碓井委員長 これは岩崎委員の御意見も伺わなければいけない気がしますが、お願いできますか。

○岩崎委員 前に申し上げた、分権には2つの型があるということで、官治分権と自治分権の違いが出ないまま都市内分権と使うのは、やはり危険なような感じがします。行政区の役割を拡充して、行政区、区長のあり方を見直したとしても、物理的には区が近くなるのだと思いますけれども、そこには住民からのアクセスはないわけだから、住民自治と分権をセットにするのであれば、何らかの形でその住民とのチャンネルを考えておかないといけないということになるので、やはり都市内分権とはと明確に定義しないと、辻委員がおっしゃるような誤解が生じるというのが現状であるのだとすれば、あえてそういう言葉を使わなくてもいいのかなという気はしています。

○碓井委員長 では、斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 手短かに申しますが、6ページからの文章は、文意としては、単に国の出先的なものに類似したものにおろせばいいでしょうということではなくて、例えば具体的には7ページのように、区長であれば議会の同意を得るとか、住民自治の話も入っていますから、方向性としてはわかるのですが、言葉としては、辻委員のおっしゃる懸念がもっとも

な部分もあるわけです。7ページが一番最後の丸では、「都市内分権の推進と併せて、住民自治の機能」ということで、ここでは分けてしまっていますから、そのあたりをもう少し工夫した上で考えるほうがよろしいのではないかと思います。

○碓井委員長 林知更委員、お願いします。

○林（知）委員 私は事務局の案に賛成です。なぜかといいますと、これは個人的な印象ですけれども、住民自治という概念自体が非常に多義的な部分があると思うわけです。つまり、自治というのは自己決定で、自分たちのことは自分たちで決めるというわけですので、ある団体の中で、その団体の構成員である住民が自治を行うという、これが住民自治の内容だとすると、いかなる規模の団体であるべきかとか、団体の内部でいかに組織がなされるべきかという問題に対する答えは直ちに出てきにくいのではないかという気が直感的にするわけです。ですので、住民自治という概念に負担をかけるのか、それとももう少し別の概念を足すことによってもうちょっとその内容を明確化するのかという問題ではないかと受けとめました。

しばしばこういう自治の制度を含めて多層システムとか、多層的な法秩序という議論をなされるものを読むことがありまして、つまり、自治であれ、連邦制であれ、国であれ、EUであれという、これは一定の決定権限を持つものを1つの層として読んで、決定権を持つ以上、そこには民主的な正当化がなければいけないという、その仕組みについて分析していくという議論があったりするわけで、こうした観点から見ると、区というのはまだ自立してはいない。しかも、固有の決定権限、民主的な正当化の仕組みも持っていないけれども、しかし、半ば自立したものをつくり出すことで多層的な中の1つの層として発展させるという、何かそういう方向性だと見ることができるのではないかというのが個人的な印象です。

ですので、先ほど太田委員がおっしゃったように、1つの発展の方向性という見地から見れば、これは十分理解できる議論ではないかというのが個人的な印象です。

○碓井委員長 わかりました。

ほかに御意見ありますか。

江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 今、林委員が言われた、自立した、発展する方向を示すということに賛成です。ここのポイントは、恐らく政令市が規模が大き過ぎて、身近なところにあったサービスを提供できるかということと、それを決定ではないのでしょうかけれども、住民が意見を述べてと、ここがポイントだと思うのです。そういう方向性を今までの住民参加だとか、権限移譲とかという議論ではなくて、都市内分権という方向性があるということで明確に新たな方向を示すという意味では、都市内分権というのは、私は大賛成だと思っています。

○碓井委員長 ほかに御意見ありますか。

きょうは、冒頭に申し上げましたように、とりまとめをしたいという趣旨でございますが、今、伺ったところ、学会のシンポジウムのように大変白熱した議論でございますが、

ここはやはり西尾会長に御発言いただかなければ。

○西尾会長 私は議論に参加する気は余りないのですが、極めて多義的に使われている概念だということは皆さんがおっしゃるとおりですけれども、この議論をここで決着するのはちょっと厄介だなと思うのは、事務局がこういう言葉をつけ加えたきっかけになったのは、伊藤正次委員の発言だったと思うのです。その伊藤委員がきょうはやむを得ない御事情で欠席しておられて、御本人がいらっしゃらないのですね。この発言をもととなさった方はいろいろとこの議論について自分の見解を述べたかっただろうと思うのですけれども、私の印象は、伊藤さんがここにおられたならば、多分、太田委員や林知更委員が言ったような見解を述べるのではないだろうかという気がします。

非常に多義的な概念だから始末が悪いのですけれども、辻さんがおっしゃった、あるいは斎藤さんがおっしゃったように、個々の、一つ一つ見てくると、都市内分権の推進と住民自治の機能強化と並んだりするとこれでいいのかとか、若干、疑問を感じる部分もないことはないというのも確かです。

どう整理するのが一番いいかというのは難しいですけれども、全体的には、御趣旨は皆さん、理解しておられるのだと思いますが、一点一点これを入れたところが、ここで入れるのが適切かどうかは少し考えたほうがいいかもしれないという気がします。

○碓井委員長 表現については慎重に修文の必要性はあると思いますが、皆様、共通の認識もあるようにも感じられますが、なお、御発言があれば伺っておきたいと思います。

それでは、ほかの箇所を含めてどうぞ、御意見等をいただければと思います。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 ほかの箇所ですが、見え消しで言うと、8ページの中核市・特例市の両制度の統合のところです。①の直後の「一層の事務の移譲を可能とすることを検討すべきである」という部分ですけれども、審議の過程で当事者である中核市・特例市から、ないしは前回の地方六団体のものでも、権限の選択的移譲、つまり、②の部分についてのすごく強い関心があり、①の部分については、極論すると、もう余りメリットを感じていないような気がいたしました。その際に、国の側で、なぜ政令指定都市と一般市の間にもう一つ、中枢都市用の大都市制度を置いておくのかということのロジックが逆に問われると思うのです。この書き方だと、「一層の事務の移譲を可能とする」ということは、ある意味、地方分権のなお尖兵的な要素でこれを維持するというロジックにも見えるのですが、これが今なお通用するのか。

もう一つ、かなり分権を進めているときに本当にそれがなお可能であるのかという疑問がありまして、中間報告ですので、今ここでけりをつけることはできませんが、もうこの制度は、いわば統合するだけではなくて、ほぼ役割を果たし終えたと認識して、むしろ②の部分に今後検討の精力を注ぐということもあっていいのではないかという気がいたします。それを示唆する書き方をここへ入れてしまうのは不可能であろうかと。今、この書き方だと、とにかく制度を残すというように読めますので、その部分はいかがでしょうか。

○碓井委員長 では、趣旨につきまして、行政課長、お願いします。

○山崎行政課長 前回のヒアリングで、極論をいたしますと、都道府県と極力同じような事務をやる指定都市と、あとは個別に自分の欲しい権限を行使するその他の都市という構図を描くとすると、太田先生のおっしゃった部分があるのでございますが、私どもとしては、まだそこは深く議論をしているわけではないという前提と、政令指定都市の事務が、これからこの方向性に従ってどんどん拡張していくとすると、その内数として事務移譲を進める受け皿になっている中核市・特例市の意義がさらにあるのかもしれないと思うわけです。

ですから、現状における指定都市の事務も固定的で、中核市の事務がその内数で固定的であるという議論に立てばそういうことがあるかもしれませんが、これから可塑的で、指定都市の事務がもっともっとふえていく方向性を出しておるので、それであれば、その次の規模能力を持っている都市のカテゴリーがあって、そこにさらに事務移譲をするというロジックは成り立っているのではないかと私どもは思っております。

また、前回の六団体のヒアリングで急に出た議論ですので、まだ議論も詰まっていな思っております、こうとどめさせていただけたらと思っております。

○碓井委員長 今の箇所について、ほかの委員の皆様から何か御意見等おありでしょうか。

太田委員の御感覚として、制度の統合が冒頭に出てきていることにも何か違和感がおありということですか。そうでもないですか。順番として。例えば②が都道府県からの事務移譲で、一応、今は中核市・特例市横並びで書いてきているわけですが、そういうものに先立ってこの制度の統合が掲げられている、それについての違和感もおありでしょうか。そうではないですか。

○太田委員 どうでしょうね。

○碓井委員長 では、いいです。

ほかにこの箇所についての御意見等ありませんでしょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 現段階では、行政課長の御説明のように、統合という方策も含めて考えるということなのではないでしょうか。

一言だけ申しますと、その後に出てくる事務処理特例につきましても、ある程度の規模あるいは人口の市町村にいわばパッケージで事務処理特例をおろすという取り扱いをしている都道府県もあるわけで、国がこの規模だったらこうと決め打ちにするという意味ではなくて、ある程度の団体を特別に取り扱うというのは、政令市だけではなくて、今後の議論としてなお存続してあり得るということで議論すればよろしいのではないのでしょうか。

○碓井委員長 ①のところは、制度の統合ということで、国の事務と市の事務との関係の記述ということですね。ですから、レベルが②とは違うということですね。

太田委員、大丈夫ですか。ほかにいかがでございましょう。

辻委員、お願いします。

○辻委員 先ほど言いかけたことのもう一点、これは単純に言葉の表現上の問題ですが、前々回申し上げた地方の中核都市という言い方の部分です。あれから心をむなしくして、中心、中核、中核という表現を考えると、普通はやはり中心市というのが一番範囲が広くて、その中心市の一部に中核があって、その中核のさらなる中心部分に中核があるというのが一般的なイメージの感じがします。そうだとすると、全体を包含する一番大きいところに地方中核都市という表現を使うのは、ちょっと誤解が多いような感じがします。定住自立圏の中心市と混同して誤解を招く可能性はあるのですが、やはり普通に「地方の中心的な都市」ぐらいの表現で、無理に中核都市という言葉を使わない方がよいように思います。もともと定住自立圏の中心市はかなり広い定義になっているので、文脈上は、仮に誤解が生じて、さほど支障が生じないのではないのでしょうか。

これは表現上の問題ですから、必ずそうしてくれということではないのですが、ひとつ感想です。

○碓井委員長 これは先ほどもどこかで議論が出ましたように、用語の先占がなされているときに後発部隊がどういう言葉を使ったらいいかという問題ですね。

課長、お願いします。

○山崎行政課長 いろいろ議論があると思いますが、実は、これは役割とか財政措置のところに通じているので、何でも入るという語感の言葉を使ったときによろしいかどうかという気持ちもあります。

御案内のように、定住自立圏の中心市はもちろん地方の中心的な都市ですが、人口4万超で昼夜間人口比率1上となっています。そういう意味では、言葉としては先占しているという前提からして、中心的なというと、4万超よりももうちょっと小さくてもいいと思われる場合もあるのではないかと。今回、大都市の議論をずっとしてしまっていて、意図としては、札幌、仙台、新潟、浜松とかという政令指定都市も含め、中核市・特例市の中で地域の基盤を抑えているところプラスアルファぐらいの気持ちを込めて使っておりましたので、そこで中核的という言葉を使わせていただいていると。

今回、特例市を初めとする地方の中核都市とやりましたのも、中核市・特例市ではなくて、その上のほうの地域の中核的な指定都市も含み得るという概念にさせていただいたという感じですから、今後もし、人口減少の中で国土の基盤を支えるような都市を中心にと今回の中間報告の思想があるとすると、余りに分散的、拡散的にしないほうがいいかなと思って、中核的という言葉を使わせていただいております。

○辻委員 それならそれで承知しました。

○碓井委員長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょう。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 別の論点ですけれども、区の地域協議会や地域自治区に関しまして、今回、7ページのもとの文章でいいますと2つ目の丸で具体的にはこういうものを活用してはい

かがかど。これが入ったのはよろしいのではないかと思います。もちろん先ほどの都市内分権という用語をどう使って全体の整合性を図るかということは残ると思いますが、この方向性はよろしいのではないかと考えます。

ただ、それにあわせて中核市・特例市の9ページの地域自治区等の仕組みの活用のところはそのままです。ただし、ここに異論があるというわけではございません。コメントと申しますか、ここについて前々回、地域自治区についてより活用といっても、制度改定についていいアイデアがなければ改定できないではないかという指摘がありましたので、前回、六団体のヒアリングにおきまして、地域自治区について、例えば7ページの1つ目の丸にありますような区の強化について、中核市や特例市においても、もし地域自治区を設けるのであれば、区の権限をより強化するという方向性があるのではないかと質問しましたところ、市長会の方では、中核市あるいは特例市、一般市の市としての一体的な運営がより重要だということで、その場での印象論ですと、ネガティブな見解でした。ただ、もしそれをやろうと思う自治体がある場合に、地域自治区に条例で7ページで書いてあるような権限を移す。これは自治法において対応する規定がなくても現在でも可能性はあるのではないかと考えます。各自治体で自主的取組としてお考えいただきたいということで、これはここをどう修文せよということではなくて、一言申させていただきました。

○碓井委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 14ページ、上のほうの⑤ですが、この⑤は、前ページ削除されているものがそのまま来て、関連づけて読めるので、危惧は少なくなっているのですが、確認です。⑤だけを読むと、事務分担だとか財源配分等が少なければ、基礎的な地方公共団体ではない性格が性格として位置づけられるので、私は、基本的にこの自治の段階だと、最低限、何度も繰り返しますが、基礎的な地方公共団体と位置づけながら、さらに別に自治を進めていくような規定がある。しかし、逆に、事務分担だとか財源配分が少ない場合、内部団体的な性格に戻すという議論がここで成り立つのでしょうか。

もう一度、確認というのは、内部団体にはならないことを前提にして、それ以上の規定が入るということとして読めるのですかということですか。

もうちょっと言いますと、言い方は悪いのですが、4のところ、従来の配属の職員が残存しているところは内部団体的な性格を持っていたことを留意すべきだということは、そういうことはしないように、そういうことではない方向で制度化をするべきだという議論としてここでは読むべきかということの確認です。

○碓井委員長 これは確認ということですので、行政課長、お願いします。

○山崎行政課長 前々回でしたか、御説明をちょっとしたと思いますが、これは文章の性格上、大阪の皆さんと、恐らく政府の側にも留意点としてお示しをいただく文章になると思うのです。今回の大都市特例法では、事務配分とか、税源配分、財政調整については、

大阪の方々から現行の特別区と東京都とは違う制度の御提案があり得るわけです。そうすると、制度の提案をされるに当たって、基礎的な地方公共団体であることを前提に制度の提案をなされたほうがいいですよという面と、協議を受ける総務大臣の側にそういうことが、もし場合によっては、基礎的な地方公共団体とならないような制度になっては困りますねということを両方とも留意すべきと言っていると思っております、ただ、原案をおつくりになるのは地元のほうでございますので、それについて出てきたものをどう判断するかという面もありますから、私どもとして余りいろいろなことを申し上げるべきではないと思いますが、全体に東京都と特別区がたどってきた道筋をしっかりと踏まえた上で、文脈に合うような提案があることを期待しているということをモデストに申し上げていると考えたのですが、いかがでしょうか。

○碓井委員長 江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 今、大阪を念頭にされているとすれば、中核市並みの権限が移譲されてということと、公選だということですから、恐らく内部団体的な性格は全くないと確認していますけれども、内部団体的な性格ではないということのメッセージは、ぜひどこかで。後退と言ったら定義づけが悪いかもしれませんが、その辺は注意して、書いていただけないかなということで、一言述べさせていただきました。

○碓井委員長 御趣旨は何となくわかりますが、そうすると、江藤委員は、このままの文章だと、意図は全然違うのですが、こういうものも認められてしまうのではないかという御懸念をお持ちですか。

○江藤委員 そうです。そう読む可能性、危険性もあるのではないのでしょうかということなんです。

○碓井委員長 そうだとすると、私が発言すべきではないかもしれませんが、強過ぎるかもしれませんが、⑤の本文3行目「都の特別区とは性格が異なってしまう可能性も」とすると、大分警告的な意味になるような気がします、そんなことはありませんか。

○江藤委員 検討します。

○碓井委員長 いかがでしょうか。このままの文章だと、もし是認することもやぶさかでないと思えると困るということですね。

○江藤委員 そうです。

○碓井委員長 そうだとすると、ちょっと変えるという手はあるかもしれない。趣旨は御理解いたしました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、全体の体裁等につきましても、特に「まえがき」を入れさせていただきます、そこでは行政課長から冒頭に御説明がありましたように、特に大都市だけで存立しているわけではないということで、そういったことについて、しかも、位置づけが書いてあるわけでありまして、基礎自治体の検討のうち、まず、大都市等をめぐる課題について取り上げたという趣旨でございます。そしてさらに、基礎自治体についての検討を進めて、

最終的な答申にまとめ上げていきたいという趣旨が書かれているかと思いますが、こういう趣旨も含めて、皆様、御意見ありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、特段御発言がないようでございますので、本日の審議はここで締めくくらせていただきたいと思います。

先ほどの都市内分権等の箇所について、大変活発な御意見をいただいております。そこで、本日御議論いただきました「大都市制度についての専門小委員会中間報告（案）」につきましては、皆様方の御意見を踏まえまして、必要な修正を行うことを検討いたしますが、具体的な表現につきましては、西尾会長、畔柳副会長とも御相談させていただきながら、修正を行うこととし、その修正につきましては、恐縮ですが、私に御一任いただきたいと思います。皆様、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らわせていただきたいと思います。

なお、本小委員会で決定いたしました「大都市制度についての専門小委員会中間報告」につきましては、本日、公表することといたします。また、時期は未定でございますが、今後開催予定の本調査会の総会にも報告予定でございます。

次回小委員会の開催は、現時点におきましては未定でございますが、開催に際しましては、改めて事務局より御連絡させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。